

中部運輸局自動車交通部

令和8年1月8日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
宮川、岡本 TEL 052-952-8082

乗合バス事業者に車両停止処分及び文書警告 並びに輸送の安全確保命令

中部運輸局は、下記事業者に対し車両使用停止等の処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに対象営業所名

事業者名：名古屋市

住所：愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号

対象営業所：猪高営業所、鳴尾営業所、緑営業所、中川営業所、如意営業所、稻西営業所、御器所営業所

2. 処分日及び処分内容

処分日：令和8年1月8日

処分内容：事業用自動車の使用停止及び文書警告
輸送の安全確保命令

3. 各営業所に関する監査の端緒及び行政処分等の概要並びに主な違反内容及び違反条項 別紙1のとおり

4. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- 当該処分により付された違反点数 68点
- 当該事業者の累積違反点数 74点

5. 処分の軽減と輸送の安全確保命令について

行政処分等の基準では、事業者の累積違反点数が51点以上となる場合は事業の停止処分を行うとされていますが、同基準では、この処分に伴って生活交通の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が策定した改善計画により輸送の安全等が確保されると認められる場合には処分を軽減することができるとされています。今回の事案はこれに該当することから、当該事業者に事業用自動車の使用停止処分を科すこととしたものです。

その一方で、輸送の安全を確保させるため、道路運送法第27条第4項の規定に基づき、別紙2のとおり輸送の安全確保命令を発出しています。

【参考】

「旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。）に対する行政処分等の基準及び旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について」

（平成25年9月30日付け中運局公示第59号）<抜粋>

I 1 (4) 事業の停止処分

① 事業の停止処分は、次のア又はイのいずれかに該当（（5）①に該当する場合を除く。）することとなった場合に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、アによる事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

ア 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合

④ ①の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、（3）に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

別紙1

【各営業所に関する監査の端緒及び行政処分等の概要並びに主な違反内容及び違反条項】

(1) 猪高営業所に対する行政処分の概要等

ア 対象営業所

猪高営業所（愛知県名古屋市名東区平和が丘1丁目44番地）

イ 監査端緒

- ・令和7年2月に当該事業者より猪高営業所において、また、令和7年8月に当該事業者より猪高営業所に加え、鳴尾、緑、稻西、中川、如意、御器所の各営業所において道路運送法で定める関係帳票類に事実と異なる記載をしていた等、不適切な取り扱いがあったとの報告があったこと

ウ 行政処分等の概要

- ・事業用自動車の使用停止 130日車（3両×32日・1両×34日）

エ 主な違反内容並びに違反条項

- ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)
- ・点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

オ 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数

13点

(2) 鳴尾営業所に対する行政処分の概要等

ア 対象営業所

鳴尾営業所（愛知県名古屋市南区上浜町40番地）

イ 監査端緒

(1) 猪高営業所に同じ

ウ 行政処分等の概要

- ・事業用自動車の使用停止 70日車（2両×23日・1両×24日）

エ 主な違反内容並びに違反条項

- ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)
- ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

オ 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数

7点

(3) 緑営業所に対する行政処分の概要等

ア 対象営業所

緑営業所（愛知県名古屋市緑区兵庫一丁目301番地）

イ 監査端緒

- ・(1) 猪高営業所に同じ

ウ 行政処分等の概要

- ・事業用自動車の使用停止 70日車（2両×23日・1両×24日）
- ・文書警告

エ 主な違反内容並びに違反条項

- ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項）

- ・運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

- ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3）

オ 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数

7点

(4) 中川営業所に対する行政処分の概要等

ア 対象営業所

中川営業所（愛知県名古屋市中川区法華2丁目98番地1号）

イ 監査端緒

- ・(1) 猪高営業所に同じ

ウ 行政処分等の概要

- ・事業用自動車の使用停止 130日車（3両×32日・1両×34日）

エ 主な違反内容並びに違反条項

- ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項）

- ・点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）

- ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3）

オ 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数

13点

(5) 如意営業所に対する行政処分の概要等

ア 対象営業所

如意営業所（愛知県名古屋市北区丸新町347番地）

イ 監査端緒

- ・(1) 猪高営業所に同じ

ウ 行政処分等の概要

- ・事業用自動車の使用停止 70日車（2両×23日・1両×24日）

- ・文書警告

エ 主な違反内容並びに違反条項

- ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項）

- ・業務の記録の記載事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項）

- ・点呼の記録の記載事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）

- ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3）

オ 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数

7点

(6) 稲西営業所に対する行政処分の概要等

ア 対象営業所

稻西営業所（愛知県名古屋市中村区稻西町171番地）

イ 監査端緒

- ・令和7年2月に当該事業者より猪高営業所において、また、令和7年8月に当該事業者より猪高営業所に加え、鳴尾、緑、稻西、中川、如意、御器所の各営業所において道路運送法で定める関係帳票類に事実と異なる記載をしていた等、不適切な取り扱いがあったとの報告があったこと ((1) 猪高営業所に同じ)

- ・当該事業者より、令和7年6月8日に当該営業所所属車両が自転車との接触事故を惹起したとの報告があったこと

ウ 行政処分等の概要

- ・事業用自動車の使用停止 130日車（3両×32日・1両×34日）

- ・文書警告

エ 主な違反内容並びに違反条項

- ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項）

- ・点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）

- ・点呼の実施が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)

- ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

- ・主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

才 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数

13点

(7) 御器所営業所に対する行政処分の概要等

ア 対象営業所

御器所営業所（愛知県名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地）

イ 監査端緒

- ・令和7年2月に当該事業者より猪高営業所において、また、令和7年8月に当該事業者より猪高営業所に加え、鳴尾、緑、稲西、中川、如意、御器所の各営業所において道路運送法で定める関係帳票類に事実と異なる記載をしていた等、不適切な取り扱いがあったとの報告があったこと（（1）猪高営業所に同じ）
- ・当該事業者より、当該営業所所属車両が前扉を開けたまま走行した事案を起こしたとの報告があったこと
- ・当該事業者より、令和7年3月9日に当該営業所所属車両が乗務員の健康状態に起因する疑いがある事故を惹起したとの報告あったこと

ウ 行政処分等の概要

- ・事業用自動車の使用停止 80日車（2両×26日・1両×28日）

エ 主な違反内容並びに違反条項

- ・業務の記録に事実と異なる記載をしていた。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

- ・業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

- ・主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。【再違反】

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

才 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数

8点

別紙2

【輸送の安全確保命令の概要】

(1) 対象となる運送事業

一般乗合旅客自動車運送事業

(2) 是正措置を講じ、その具体的な措置を届出すべきことを命じる内容

1. 違反事実を改善し、その改善状況を令和8年3月31日までに届け出ること。

2. 違反事実に係る再発防止策を講じ、その実施状況を6カ月にわたり届け出ること。

(違反事実)

・業務の記録に事実と異なる記載をしていた。

(道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

・業務の記録の記録事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

・点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。

(道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

・点呼の記録の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

・点呼の実施が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項

及び第2項)

・運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

・業務の的確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

・主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)